

家賃債務保証制度の 利用料を助成します！

対象世帯が民間賃貸住宅の賃貸借契約及び更新をする際に支払う
家賃債務保証料の一部（上限2万円）を助成します。



【対象世帯】

- 65歳以上の高齢者のみの世帯
- 障がい者を含む世帯
 - ・身体障害者手帳1級から4級
 - ・愛の手帳1度から3度
 - ・精神科の医療機関に継続通院し、北区が自立に向けた支援を行っている方
- ひとり親世帯

【申請方法】

- 申請書と添付書類を、申請先までご提出（郵送可）ください。

【助成要件】

- 区内に1年以上住所を有し、居住していること。
- 区内の民間賃貸住宅（公的賃貸住宅や寮は対象外）に、新規入居もしくは契約更新をすること。
- 緊急連絡先があること。
- 家賃等債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第2条第2項に規定する家賃債務保証業者を利用すること。
- 前年における世帯の総所得（1月から6月までに申請する場合は前々年における総所得）の合計が、単身世帯は256万8,000円以下、単身世帯以外の世帯は256万8,000円に世帯員が1人増すごとに38万円を加算した額以下であること。

申請・問合せ先

東京都北区都市整備部
住宅課住宅支援係
☎03-3908-9203

〒114-8508 北区王子本町1-15-22
北区役所第二庁舎 3階10番

詳細は
こちら



【添付書類】

契約もしくは契約更新後の賃貸借契約書の写し、
家賃債務保証制度に係る保証委託契約書の写し、
保証料の領収書、障がい者またはひとり親世帯は対象であることを証明する書類

【注意】

生活保護を受給している方、住民税を滞納している方は申請できません。

東京都北区家賃債務保証支援事業助成金交付申請書

東京都北区長 殿

東京都北区家賃債務保証支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、保証料の助成を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

申請者	氏 名				電話 番号		
	住 所	北区					
世帯 構 成 員	氏 名	続柄	生 年 月 日		前年の 総所得金額	障害者手帳 の有無	
		本人	年 月 日		円	有・無	
			年 月 日		円	有・無	
			年 月 日		円	有・無	
			年 月 日		円	有・無	
生活保護受給の有無		有・無		助成金申請額		円（上限2万円）	
緊急 連絡先	氏 名				電話 番号		
	住 所				申請者 との続柄		
添付 書 類	1 入居もしくは契約更新後の民間賃貸住宅の賃貸借契約書（申請者を契約者名義とするもの）の写し 2 家賃債務保証制度に係る保証委託契約書（申請者を契約者名義とするもの）もしくは相当する証明書の写し 3 不動産店又は保証会社等から発行された保証料の記載がある領収書（申請者を宛名とするもの）の写し 4 障害者世帯またはひとり親世帯は対象世帯であることを証明する書類 5 その他区長が必要と認める書類						

同 意 書

本助成の資格審査等に係る情報を確認するため、北区が世帯全員分の住民基本台帳、課税台帳及び生活保護者台帳等を照会することに同意します。

北区長 殿

※世帯全員分の署名が必要です。

氏名 _____ 氏名 _____

氏名 _____ 氏名 _____

セーフティネット住宅（専用住宅）家賃低廉化補助の 継続審査に係る事前一括承認について（説明資料）

東京都北区セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業実施要綱

（入居者の資格確認申請）

第11条

（1項から5項省略）

- 6 区長は、同一の入居者について3年を超えて家賃低廉化を行う場合は、3年ごとに当該入居者の家賃低廉化の継続の必要性に係る審査を行うものとする。

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱

（補助金交付の対象）

第4条

（1項から3項省略）

- 4 国は、住宅確保要配慮者専用住宅又は居住安定援助賃貸住宅のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものについて、この要綱に基づき、家賃に係る補助を行うことができる。

（1号から5号省略）

- 六 同一世帯について3年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと

（7号から8号省略）

令和8年度継続審査対象予定

【該当世帯】

	入居年度	住宅確保要配慮者の属性	年齢・家族構成
①	令和5年度	高齢者世帯・低所得	74歳
②	令和5年度	子育て世帯・低所得	30歳・30歳・2歳・0歳

令和 8 年 8 月 2 7 日
北区居住支援協議会事務局

セーフティネット住宅（専用住宅）家賃低廉化補助の継続審査に係る
事前一括承認について

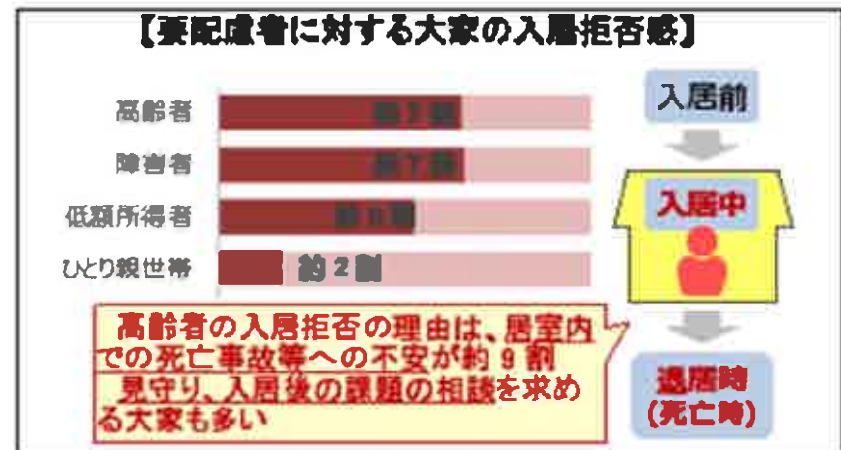
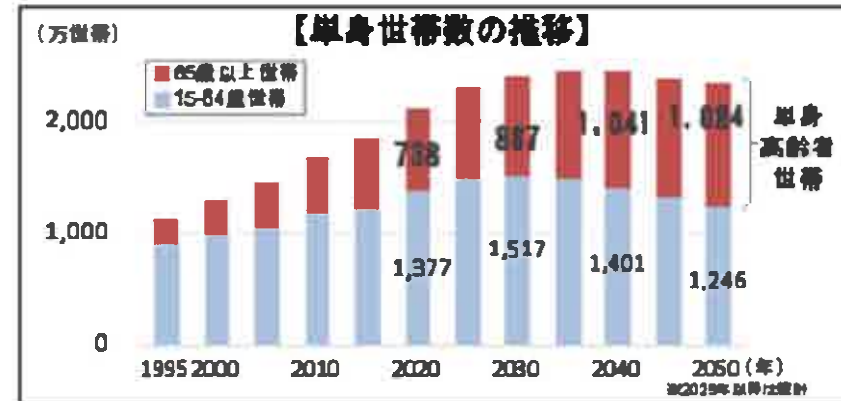
（セーフティネット住宅（専用住宅）家賃低廉化補助の継続審査に係る事前一括承認の基準）

1. 補助対象住宅の入居者について、次に掲げる要件の全てを満たす者としてすること。
 - ア 東京都北区セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業実施要綱 第11条第1項又は第3項の規定による入居者の資格確認の申請の時点において、北区に住所を有し、かつ、北区に引き続き1年以上住所を有していること。
 - イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金その他の公的住宅扶助を受けていないこと。
 - ウ 所得が月額15万8千円以下であること。
 - エ 住民税を滞納していないこと。
 - オ 住宅を所有していないこと。
 - カ 補助対象賃貸人の2親等以内の親族でないこと。
 - キ 補助対象賃貸人が所属する法人等の職員又は従業員等でないこと。
 - ク 暴力団関係者でないこと。
2. 上記の基準により、事前の答申を経ないでセーフティネット住宅（専用住宅）家賃低廉化補助の継続審査を行ったときは、直近に開催される協議会において、その報告をすること。

住宅セーフティネット法 改正について

背景・必要性

- 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の**賃貸住宅**への円滑な入居に対する**ニーズが高まる**ことが想定される。
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。
- **単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい**。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。
※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
(2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計(速報集計))
- 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で**800を超える居住支援法人※**が指定され、地域の**居住支援の担い手は着実に増加**。
※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)



セーフティネット法改正の主な要点

1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる**市場環境(円滑な民間賃貸契約)の整備**
2. 居住支援法人等を活用し、**入居中サポートを行う賃貸住宅の供給を促進**
3. **住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化**

→「居住サポート住宅」と呼称。
住宅の認定・運用を自治体が行うことになっているため、北区での取扱いの検討が必要。

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律」の公布時点の資料

居住サポート住宅の概要

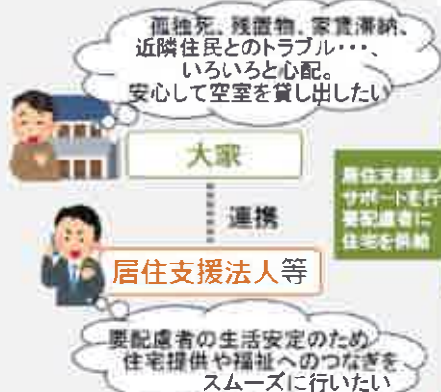
居住支援法人等※が大家と連携し、

①日常の安否確認、②訪問等による見守り

③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)を創設

※ サポートを行う者は、社会福祉法人・NPO法人・管理会社等、居住支援法人以外でも可能

供給体制等



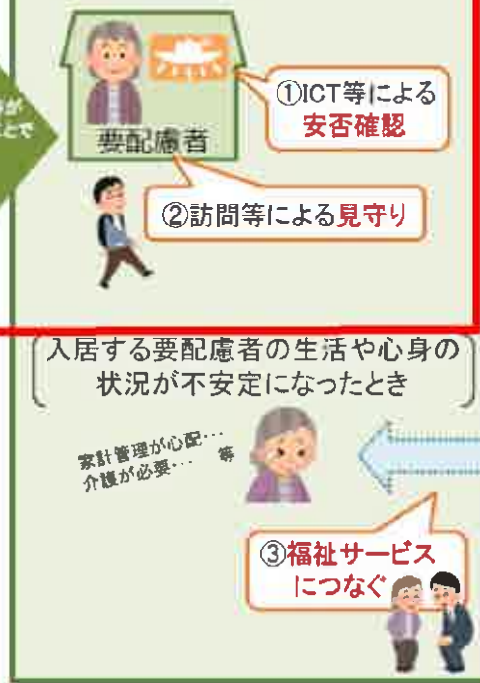
手続 ・市区町村長(福祉事務所設置)等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき、計画を認定

特例 ・入居する要配慮者については認定保証業者が家賃債務保証を原則引受け
・入居者が生活保護受給者の場合、住宅扶助費(家賃)について代理納付を原則化

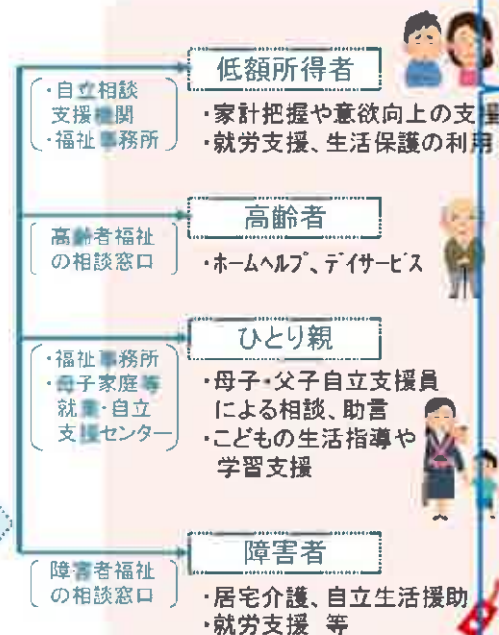
支援 ・改修費、家賃低廉化等の補助

居住サポート住宅

〔 日常のサポート 〕



つなぐ福祉サービス(例)



要配慮者の状況に合わせた福祉サービスにつなぎ

(例)
・生活保護
・介護保険
・子ども・家庭支援
・DV被害
・障害福祉 等々

★福祉部局
令和7年
生活困窮者自立支援法の一部を改正福祉と居住の課題について連携が必要であると示される

※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぎ
※課題が複雑など、つなぎ先の判断に迷う場合自立相談支援機関にて受け止め

認定業務は、市区町村(福祉事務所設置)等が実施

つなぐ福祉サービスを作成検討

認定と運用において、住宅部局と福祉部局等で連携

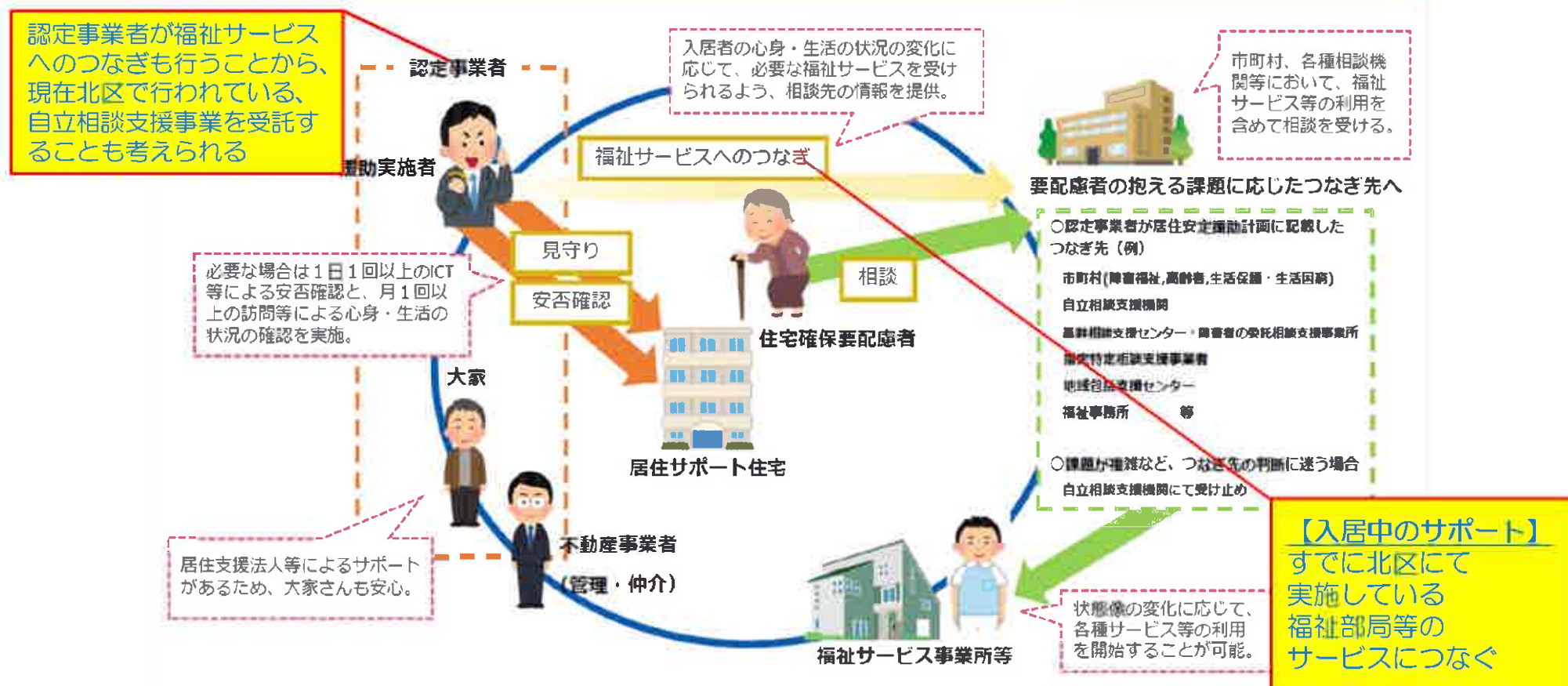
居住サポート住宅の概要

居住サポート住宅の利用イメージ

居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、本人、家族ともに安心して生活ができます。

また、大家が居住サポート住宅を供給するためにバリアフリー工事や防音・遮音工事を行う場合に、大家に対する改修費の補助があるほか、低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）



住宅を見つけるまでではなく、**入居中（入居後）のサポート**があることが特徴

北区における「居住サポート住宅」制度検討について

居住サポート住宅の取組 他区調査（回答19区）（令和8年6月時点）

（１）居住サポート住宅を認定している区…１区（世田谷区）他は認定無し

下記は各区の居住サポート住宅に対する意見

- ・家賃相場が上昇傾向、さらにサポート代が上乗せになるため、居住サポート住宅への登録が進まない。
- ・都内の家賃相場と入居者の所得要件がミスマッチであるため、実施できる大家や法人がいない。
- ・都内の民間賃貸住宅の家賃高騰により、住宅確保要配慮者に配慮した家賃設定が困難。
- ・事例が少ないことから基準の整理が十分でなく、認定時の審査に不安がある。
- ・居住サポート面の審査は福祉部門との連携が不可欠であり、審査基準の設定や判断が難しい

（２）要綱要領の制定状況

①要綱の制定状況

- ・制定している・検討中…１１区
- ・制定していない…６区
- ・制定する予定はない…２区

【制定している理由（抜粋）】

- ・国のマニュアルには、認定のケースの対応のみで、「不認定」のケースの対応が必要
- ・認定基準が曖昧で国や都に見解を聞く項目が多い

②要領の制定状況

- ・制定している・検討中…１１区
- ・制定していない…７区（内１区 マニュアルを作成）
- ・制定する予定はない…１区

【制定していない理由（抜粋）】

- ・国の基準に則り認定を行うため
- ・区独自の事務処理の必要性が感じられない
- ・具体的な相談がなく展開が不明慮
- ・人でが限られていて対応に遅れている
- ・申請の見込みが感じられないため現時点では作成しない

（３）住宅課としての考え

以下の考えから要綱・要領等の作成したい

- ・今年度「居住サポート住宅」の相談が１件あった⇒申請があってからでは制定に時間がかかる
- ・国マニュアルでは不足する「不認定」等の業務を補完する必要がある
- ・国マニュアルに記載のない、事務処理方法などについて区として定めたい

北区における「居住サポート住宅」制度検討について

他区調査の結果を参考に…

課題を感じている区が多い
実用性を感じていない区が多い

制度に対し、
要綱要領等制定している区が多い

北区においても制度を整えて
おいた方がいいという考え

北区における 認定フロー・福祉との連携方法等を検討

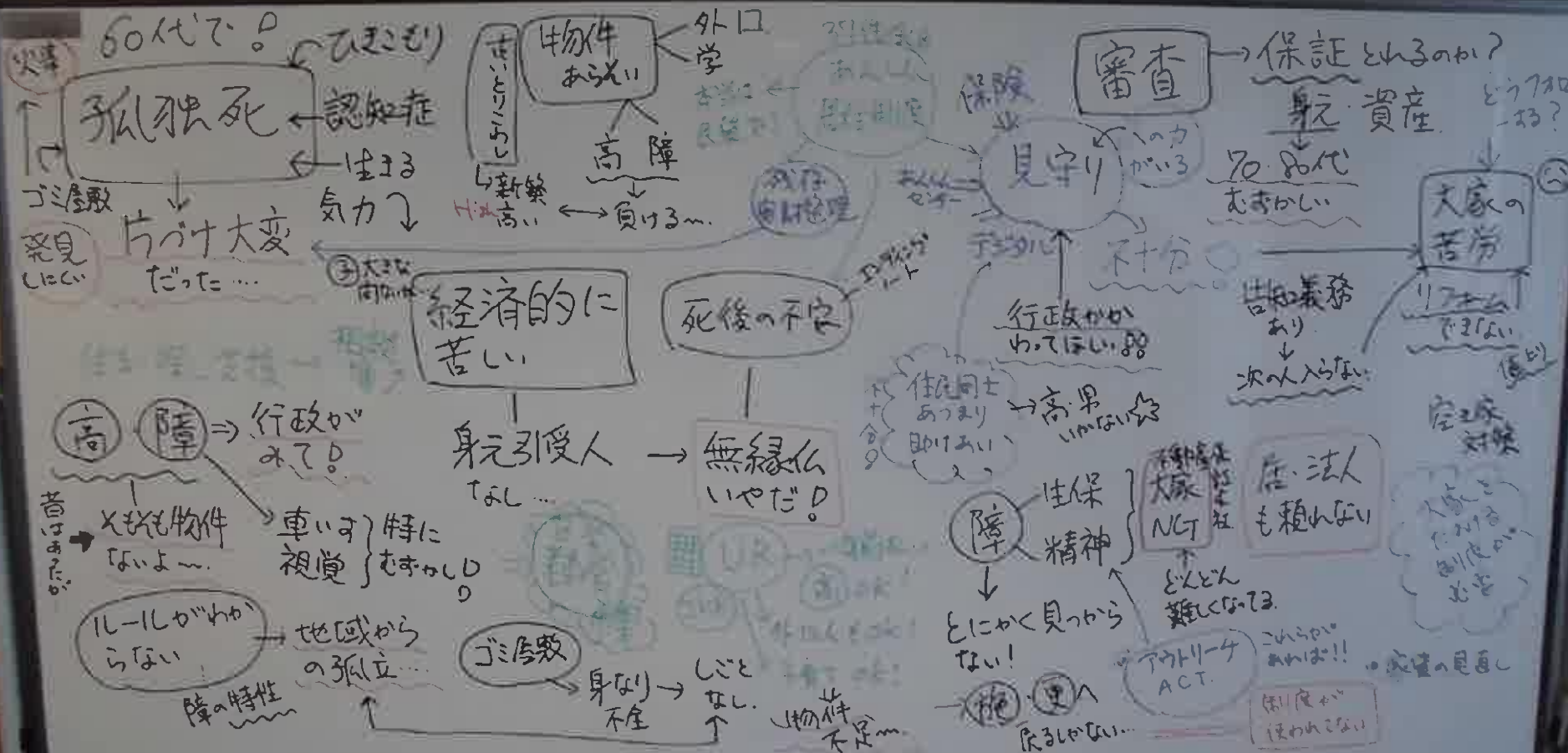
▶北区における検討

- 認定・定期報告（監督）業務の業務フロー
- 福祉へのつなぎ先の作成

「福祉へのつなぎ先」…自治体の関連部署や外部機構（自治体の相談機関）の一覧表
事前に認定主体（福祉事務所長を設置する自治体）が用意しておく。
＝居住サポート住宅を運営する上で北区が準備しておくもの

⇒ 年度内を目途に制度設計を検討

令和7年10月10日実施
居住支援協議会



高 → 古い物件 → 本当は27%
必要

改修

④ 使い続けられ^{!!}るおに
あること

「課題」

② どうインセンティブ?
モチベーションを?

① 居. 法人にXリット
か? ない → どこから 見た
か? 得られるか?

② 見字リ・サービスの
→ マナギ → 単一法人
のサでは難

② いつまで“居住後”を
みるのか？
→ 頻度・内容。
(1ヶ月に1回でOK?)

[XIII]

①「見字リ」で早期に課に気づける。

→貸し主の賛成はある。
④居住後がバツグンジキ。

客主の家
の生活

学生 → 1052 見習

障外 11/15

世団谷で実施

志のある大家
+
ホームネット

7件

優越

商子

身

知
精

バリ3
フルー
住宅

民債

バリア
フリー化
して

補助
が「あり」
可能！

④ 職業性
に付せしめ

3311-4

専任社員
の心と。

$$a - b$$

3

公的機關

復讐的職の
入居の仕方

加此面

○早期発見の必要性

・日常生活の管理

どんなサポートが必要かは、
貸し主側は理解しているのか。

★ 総合相談 } 高 = " 自立相談
窓にほい! } 障 = 支援機関" ⇒ (課) の整理

【主催】



JKK東京

[賛主]

【共催】北区



さたいを超える豊政北区

ひとり親家庭のための JKK東京住宅相談会

JKK住宅入居に関するご相談

当日ご入居のお申込みもOK!

開催
日時

2026年7月4日(土) 10:00～16:00

開催
概要

対 象：北区内在住で20歳未満の子どもがいる
ひとり親世帯の方、またはひとり親世帯に
なる予定の方

定 員：15組(事前予約制)

会 場：北区立赤羽文化センター第1視聴覚室

所在地：東京都北区赤羽西 1-6-1-301
パルロードⅡ3階

連絡先：090-6042-2719
※開催当日のみ通話可能

申込
受付

2026年6月3日(水)～2026年7月1日(水)

※定員に達した場合、受付を締切らせていただきます

ネットでお申込み

・JKK東京ホームページからお申込みを受付

<https://www.to-kousya.or.jp/chintai/news/260601.html>

北区のJKK住宅



※お申込みにあたっては、収入等の申込資格を満たす必要があります。※掲載の情報は2026年4月1日時点のものです。
内容(家賃・共益費・敷金等)については予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※広告有効期限: 2026年7月4日

JKK東京のご案内

JKK 東京「東京都住宅供給公社」は東京都が全額出資する特別法人です
住宅建設・管理で培ったノウハウで、安心・安全な住環境をご提供します

メリット 1 礼金・仲介手数料・更新料なし。さらに敷金「0円」も

全ての物件で、「礼金」「仲介手数料」「更新料」なし。入居時の負担が少なく、長く住むほどオトクです。さらに、保証会社の一部プランをご利用の場合、敷金「0円」でご入居できます。

メリット 2 ひとり親世帯は、収入審査の緩和あり

自治体から交付される「児童育成手当」「児童扶養手当」を月収額に合算して収入審査を受けることが可能です。

メリット 3 月収基準の『特例』あり

申込者本人の月収が月収基準に満たない場合であっても、お申込みいただける場合があります。



[貸主]



JKK東京



03-3498-9068

営業時間 9:30~17:00 (日・祝日・年末年始定休)
※電話番号はおかけ間違いのないようお願いします
〒150-8543 渋谷区渋谷1-15-15 テラス渋谷美竹2階

参考資料・前年度チラシ

東京都北区 奨学金返済支援給付事業 令和8年度募集

奨学金
返済北区に
定住返済額が
最大100%
返ってくる！

対象

令和6年度卒業生

令和6年9月卒業／令和7年3月卒業など

給付

5年定住で最大100万円

前年度の返済相当額を給付（上限あり）

募集

令和8年5月1日から7月31日まで

あなたの学びを、支えたい。
北区に住んで、
北区を元気に。
あなたの力が、
このまちに必要です。

この補助金は、若者にとって経済的負担の多い奨学金の返済について、北区が当該若年者の経済的支援及び教育の機会均等の確保をするとともに、もって北区における若者の定住を促進すること及び地域の活性化を図ることを目的としています。

東京都北区教育委員会

教育先進都市・北区

State-of-the-art education in Kita-ku TOKYO

本事業は区議会における予算の議決を前提としています。掲載内容は令和7年9月時点のもので、今後変更となる場合があります。

対象になる？！確認フローチャート・募集定員など

第一種

- ・①第一種学資貸与金【独立行政法人日本学生支援機構】の貸与を受けた。

卒業

- ・②令和6年4月1日から令和7年3月31日までに大学等を卒業・修了した。

返済

- ・③対象となる奨学金を自ら補助対象奨学金を返済している。
- ・④対象となる奨学金を遅滞なく返還しており、滞納している返還未済額がない。

住民票

- ・⑤令和8年1月1日時点で北区に住民登録をしている（北区に住民票がある）。

ほか

- ・⑥添付書類を提出できる。住民税の滞納がない。暴力団員や暴力団関係者でない。

①から⑥のすべての要件を満たしたら...

Webエントリー&添付書類の郵送へ！



定住要件

- ・1月1日時点で北区に住民登録

毎年

募集人数

最大100名(※)

給付額

- ・補助対象奨学金の前年度返済額相当を給付します（上限額あり）。
- ・上限額：1年目10万円、2年目15万円、3年目20万円、4年目25万円、5年目30万円。



- ・例1：1年目の返済額が計5万円だった場合...給付額 5万円
- ・例2：1年目の返済額が計10万円だった場合...給付額10万円
- ・例3：1年目の返済額が計20万円だった場合...給付額10万円

最大100%
返ってくる！

※申請が募集人数を超えた場合は、借入総額の多い者から順に対象者を決定いたします。

申請から支給までのイメージ

卒業～申請前

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

・大学等を卒業または修了

令和7年4月1日以降

・対象奨学金を遅滞なく返済する。

1年目の申請へ！

申請【1年目】

令和8年1月1日時点

・北区に住民票を置いていることを確認

令和8年5月1日から
同年7月31日まで

・Web申請フォームでエントリー

オンライン申請後から
同年8月31日まで

・添付書類を郵送

令和8年10月以降

・【北区】交付決定・不交付決定

交付決定後

・請求書類を郵送→支給へ

7月末までにWeb申請
かつ8月末までに
すべての書類の
提出が必要です。
申請や書類に不備が
あると交付対象に
なりません。

交付決定は**5年間有効**です。
ただし、**毎年**北区に住んでいるなど
要件を満たす必要があります。

申請【2年目以降5年目まで】

毎年

毎年1月1日時点

・北区に住民票を置いていることを確認

※1月1日時点で北区に住民票がない場合は支給対象外となります。
次年度以降の支給はありません。

別に定める期日まで

・請求書類+証明書類を郵送→支給へ

返済支援給付の対象となる奨学金など

交付対象の要件となる奨学金

- ・第一種学資貸与金【JASSO：独立行政法人日本学生支援機構】

本制度の申請にあたっては、**第一種奨学金**の借入れと返済が要件になります。

返済支援給付の対象となる貸付奨学金

- ・第一種学資貸与金【JASSO：独立行政法人日本学生支援機構】
- ・第二種学資貸与金【JASSO：独立行政法人日本学生支援機構】
- ・東京都育英資金【公益財団法人東京都私学財団】
- ・東京都北区奨学資金貸付金【北区教育委員会】
- ・生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）【社会福祉協議会】
- ・母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
- ・交通遺児育英会奨学金【公益財団法人 交通遺児育英会】
- ・あしなが奨学金【一般財団法人あしなが育英会】
- ・上記の貸付に準ずると区長が認めたもの。

申請のときに添付する書類

- ・申請者が大学等を卒業したことを証する書類の写し

- ・奨学金に関する書類

補助対象奨学金であることを証する書類

補助年度の前年度における補助対象奨学金を返還した額が分かる書類

返還すべき補助対象奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類

- ・住民票の写し

- ・税証明

住民税【納税】証明書 または 住民税【非課税】証明書

※ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている方は、住民税非課税証明書に代えて、生活保護受給証明書を添付することができます。

- ・同種の補助金等の額が確認できるもの

同種の補助金等の交付を受けている場合のみ

- ・その他区長が必要と認める書類

問い合わせ先

北区教育委員会事務局 教育政策課 奨学金返済支援給付事業担当

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10（滝野川分庁舎2階11番）

電話 03-3908-9279（直通）

詳しくは、北区ホームページをご確認ください。

